

ホ 法第七十五条の三第五項の規定による指定を受けた特定装置（以下「指定特定装置」という。）の型式についての指定の効力の停止

ヘ 法第七十五条の三第六項の規定による指定特定装置の型式についての指定の取消し

3 (略)

第四条の三 法第七十五条の三第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 法第六十三条の三第一項に規定する改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等が行った指定の申請のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されている特定装置に係るものにあつては、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていること。

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
(略)	(略)

(特別な表示)

第六条 法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の三第一項の規定による指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、第二条各号に掲げる種類の装置（前条の表各号に掲げる種類の装置を除く。）にあつては第二号様式に定める表示とし、前条の表各号に掲げる種類の装置（同表第三十五号の二に掲げる種類の装置を除く。）にあつては第三号様式に定める表示とし、同表第三十五号の二に掲げる種類の装置にあつては第四号様式に定める表示とする。

2 (略)

(装置型式指定通知書等の交付)

第九条 国土交通大臣は、次の表の上欄に該当するときは、申請者に対し、それぞれ下欄の書面を交付するものとする。

一・二 (略)	
三 法第七十五条の三第六項又は第七項の規定による指定の取消しを行ったとき。	装置型式指定取消通知書

ホ 法第七十五条の三第五項第三号の規定に該当したことによる指定を受けた特定装置（以下「指定特定装置」という。）の型式についての指定の取消し

ヘ 第十一条の規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止

3 (略)

第四条の三 法第七十五条の三第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 法第六十三条の三第一項に規定する改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等（法第五十七条の二に規定する自動車製作者等をいう。）が行った指定の申請のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のもが使用されている特定装置に係るものにあつては、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていること。

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
(略)	(略)

(特別な表示)

第六条 法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の三第一項の指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、第二条各号に掲げる種類の装置（前条の表各号に掲げる種類の装置を除く。）にあつては第二号様式に定める表示とし、前条の表各号に掲げる種類の装置（同表第三十五号の二に掲げる種類の装置を除く。）にあつては第三号様式に定める表示とし、同表第三十五号の二に掲げる種類の装置にあつては第四号様式に定める表示とする。

2 (略)

(装置型式指定通知書等の交付)

第九条 国土交通大臣は、次の表の上欄に該当するときは、申請者に対し、それぞれ下欄の書面を交付するものとする。

一・二 (略)	
三 法第七十五条の三第五項又は第六項による指定の取消しを行ったとき。	装置型式指定取消通知書